大阪市港区地域福祉計画【概要版】

第１章　港区地域福祉計画の策定にあたって

策定の背景

・「ニア・イズ・ベター」の考え方から、平成 24 年 8 月に「市政改革プラン」が策定された。
・区の特色のある地域福祉の取り組みを推進するため平成 24 年 11 月に「大阪市地域福祉推進指針」が策定された。
・「公私協働」を一層促進し、多様な福祉ニーズを充足するため「大阪市港区地域福祉計画」を策定。

「地域福祉」とは

公私協働によるコミュニティの力を活かして、共に生き共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉。

計画の位置づけ

・「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉をつくるための「理念」と「仕組み」を、港区の実態を踏まえて区独自につくるための計画であり、「市政改革プラン」を福祉分野で具現化し、「港区将来ビジョン」を着実に実現するためのもの。
・他の保健福祉に関わる計画を推進する共通の仕組みを定めるもの。
・社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と車の両輪となって地域福祉を推進するもの。

計画期間　　平成 25 年度～27 年度までの 3 年間（状況の変化を踏まえて必要に応じて見直す）

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

１　高齢化の進展

・後期高齢者数の増加が顕著であり、高齢夫婦世帯数、高齢単身者世帯数ともに増加。
・地域におけるさまざまな生活課題を抱えた高齢者の相談への対応、支援の必要な人の見守り体制づくりなど、地域福祉の支援体制づくりが重要。

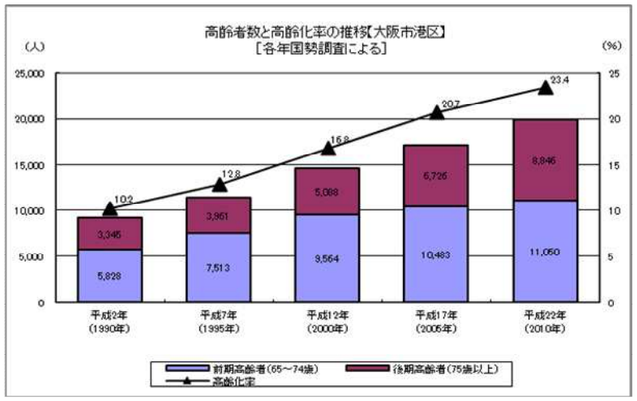

２　少子化と子育て家庭の福祉的課題

・少子化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化などにより、育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増大しており、子育て家庭に対する適切な支援と情報提供が必要。
・母子世帯の増加が顕著であり、子育てと就業を両立し、自立した生活を営むことができるよう、行政と地域住民の協働によりサポートすることが必要。

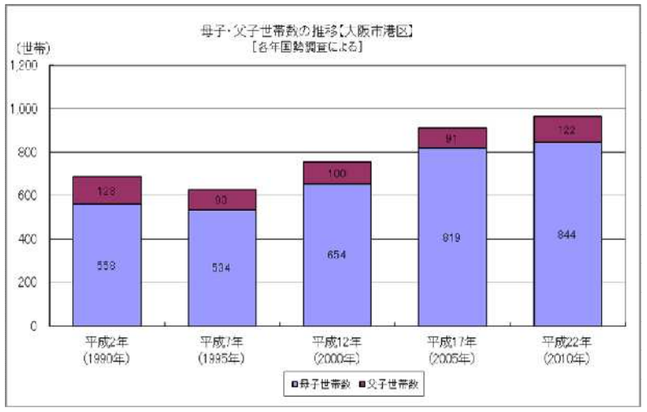

３　障がい者の自立支援

・障がい者の自立と社会参加を一層推し進めるために、障がいのある人ない人の相互理解を、より推進することが重要。
・生活関連施設も含めたバリアフリー化を進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいくことが必要。
・発達障がいのある子どもを抱え悩んでいる保護者が気軽に相談できる支援体制の構築が必要。

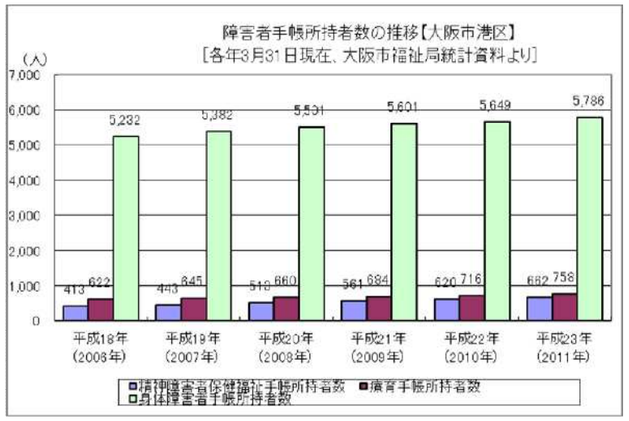

４　社会的孤立の拡大

・地域には、「閉じこもり」となっている高齢者、介護や育児の負担を 1 人で抱え込んでいる介護者や養育者など、複合的な課題を抱え、支援を必要とする生活状態にありながらも、社会的に孤立し、適切な支援につながっていない人々が多数存在。
・支援につながりにくい状態にある人々に対しては、その人たちのもとへ積極的に出向いて、つながりをつくる取り組みが必要で、また、再び孤立状態に戻ることを防止する取り組みが重要。

５　虐待やセルフネグレクト等の深刻な課題の増加

・児童虐待相談については、急増している状況であり、未然防止と早期発見及び保護された後の児童へのケアが重要。
・高齢者・児童等に対する虐待や、孤立死、セルフネグレクトなど、深刻な福祉課題に対応するためには、迅速な対応、専門相談支援機関との連携が不可欠。

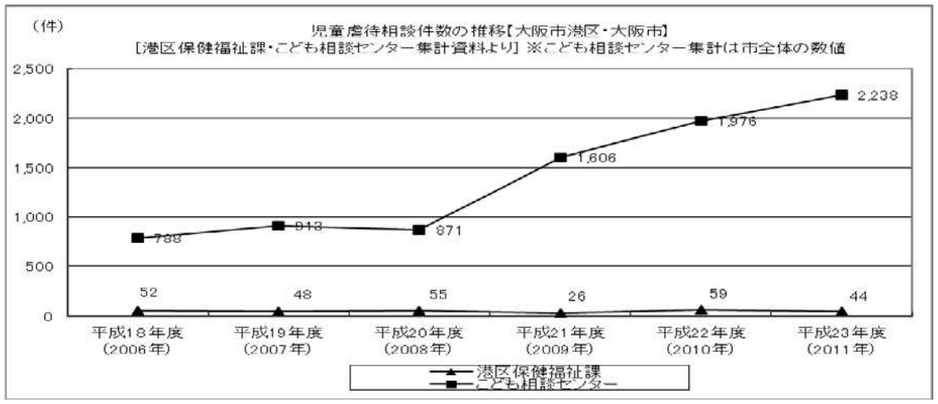

６　健康指標の現状と課題

・港区の男性の寿命は 75.9 歳、女性は 84.3 歳と他区と比較して短い現状。
・結核罹患率（人口 10 万人対の新登録結核患者数）は 41.6 と大阪市全区の中で 5 番目に高い。
・今後、がん検診、特定健康診査の受診率を上げる取り組みが重要。

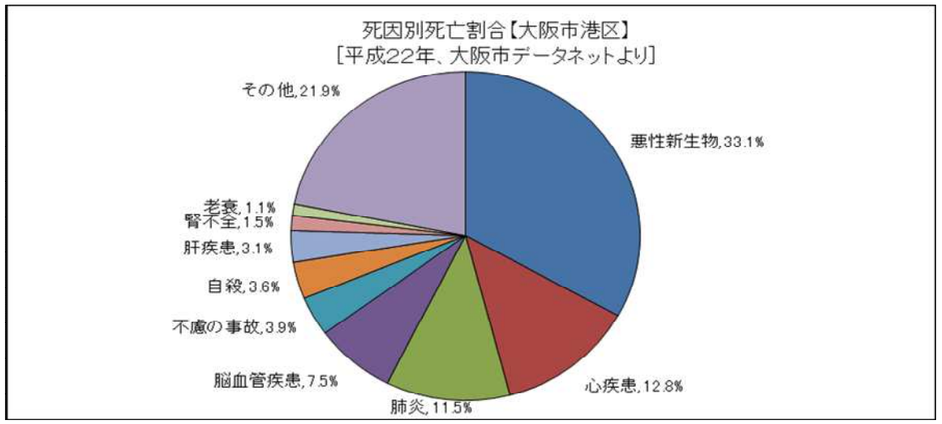

７　地域福祉活動の現状と課題

・地域活動の担い手の高齢化が見られるとともに、後継者が不足。
・支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、新たな地域活動の担い手を育成するとともに、地域に関わる多様な活動主体が協働・参画する「地域活動協議会」を地域ごとに設置し、地域福祉活動のプラットフォームとして、地域社会全体で支えていくことが必要。
・コミュニティビジネスなどの手法を導入し、地域におけるヒト・モノ・カネ・情報等の資源の循環や雇用の創出を促し、活動の自律性を高める・地域の活性化を図ることも重要。

第３章　地域福祉を進めるための基本的な視点

1　だれもが「受け手」、「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように
2　「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として
3　地域における人々のつながりの強化を
4　地域の課題はできるだけ市民の身近なところで
5　暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるように
6　ビジネス的手法の導入
7　担い手の役割と特長を活かした「協働」を

第４章　施策の展開

1　地域における総合的な相談支援

①　住民による地域福祉活動の活性化

・活動に対する評価や検証、担い手への研修等の充実。
・地域団体や NPO などさまざまな活動主体の参画の促進。
・個人情報の提供など、民生委員等が活動しやすくなるための条件整備。

②　いきいきと自分らしく暮らすための場や機会の提供

・世代間交流を促すサロン活動など、人と人とのより多くの集いの場や機会の提供の促進。
・運動習慣づくりや健康づくりのきっかけとなる健康月間の設定。
・保健所と連携した健康寿命の延伸に向けての取り組み。
・疾病の早期発見につながるよう、がん検診や特定健康診査を受診しやすい環境整備。
・こころの健康づくりのための取り組み。

③　身近なところで相談できるしくみづくり

・地域におけるネットワークを活かした見守り体制づくりなど、地域福祉のコーディネーターの各小学校区への配置。
・コーディネーターへの情報提供や助言とともに「セルフネグレクト」や「孤立死」等、喫緊の福祉課題に対して、集中的に対応する地域生活支援ワーカーの区への配置。
・子育て家庭の不安解消を図るため、子育て支援室と保健師、主任児童委員の連携による、サロンに参加されない親子などの支援。
・発達障がいのあるこどもの保護者など悩みを持つ人たちが、それぞれの経験を活かして相談に応じる、当事者による相談（ピアカウンセリング）の場の充実および保健福祉センターでの臨床心理士等専門職の確保。

④　さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実

・地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、子育て支援センターなど、各福祉分野の相談支援機関との連携。
・スクールソーシャルワーカーを区に配置し、小中学校に巡回して相談に応じ福祉的援助につなぐことによる、教職員の負担の軽減。

■成果目標

	平成 24 年度	平成 27 年度
「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44%	60%以上

2　地域の福祉力の向上

①　みんなで支えあう地域づくり

・地域福祉活動に関わっていなかった主体にも働きかけ、地域の見守りの仕組みを充実。
・「みなとふれあい福祉のひろば」の取り組みを通じ、福祉の理解を深めるとともに、誰もが住みやすい福祉のまちづくりを促進。
・ボランティアの活動を支援するため、学校図書館の活用などさまざまな集い・交流の場を広げ、地域の人々のつながりづくり、あたたかな地域づくりを促進。

②　自律的な地域運営による地域福祉活動の促進

・さまざまな地域課題に対して持続的かつ自律的に取り組むことができるよう「地域活動協議会」の主体的な活動を支援し、地域福祉活動の幅を広げるため法人格取得に向けた取り組みを支援。
・各小学校区において新たに「港区地域福祉アクションプラン」を住民主体により策定するための必要な支援。

③　協働による多様なサービスの創出

・福祉サービス事業者や NPO、地域で福祉活動をする団体等の交流や協働を促進するため、情報交換を行う機会と活動成果を発表する場の提供。
・必要なサービス等をビジネス的手法で提供する社会的企業（コミュニティビジネスなど）の創業に必要な支援。
・住民相互のサポートを促進するため、地域通貨の効果的な活用について検討。

④　災害時要援護者への支援

・災害時に要援護者を的確に支援できる体制づくりを、自主防災組織や福祉サービス事業者等と連携して進める。
・高齢者・障がい者などの災害時要援護者のための福祉避難所を福祉事業者などの協力を得て確保。

■成果目標

	平成 24 年度	平成 27 年度
地域により実施されている地域福祉活動の数	3,160	3,350

3　地域福祉の担い手の育成

①　地域福祉活動の担い手づくり

・相談支援体制の充実のため、地域福祉活動のスキルアップ研修やリーダー研修を充実。
・市営住宅やマンションなどの集会所などを活用した、日々の暮らしに最も近く人が集まりやすい場所での「サロン」づくりを促進。
・港区の多彩な歴史や魅力を学ぶための読本を作成するなど、区や地域への愛着を深めるための取り組みを実施。
・団塊・シニア世代を対象に、ボランティア活動など「地域デビュー」のきっかけづくり。
・子育てに関してさまざまな不安を抱えている子育て家庭を支援する「子育てサポーター」を養成。

②　ボランティア活動の促進

・「ボランティアビューロー」の運営への参画を促すとともに、身近な地域でのボランティアの育成と活動の充実が図れるよう支援。
・市民活動情報の収集や発信・提供・ボランティアに対する研修等の充実。

③　セーフティネットを支える人材の専門性の確保

・分野別ケース検討会議等において、関係機関職員のスキルアップのための検討研究を実施
・専門性の高い後方支援機能を活用し、権利擁護や認知症支援、障がい者支援等に関する福祉事業者の取り組みと連携して保健福祉センターの専門性を向上。

■成果目標

	平成 25～27 年度
新たに地域福祉活動に参加した人の数	70 人以上

※各地域で毎年 2 人以上の参加を目標とする。

4　権利擁護の推進

①　虐待・ＤＶ防止施策の推進

・虐待等の権利侵害の発生予防や早期発見のため、権利擁護の必要性や権利侵害に関する正しい知識、啓発や通告窓口の周知。
・児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するため、児童福祉関係各機関により構成された「要保護児童対策地域協議会」の運営。
・ＤＶ被害者の迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援を行うことを目的として、ＤＶ対策事業を実施。

②　判断能力の不十分な人々への支援

・成年後見制度やあんしんさぽーと事業が円滑に利用されるよう、制度の周知・啓発や相談体制の充実。
・徘徊認知症高齢者支援事業「ひまわりじゃらん」を利用しやすく改善。
・居宅介護支援事業者・地域包括支援センターや保健福祉センターとの連携を促進。
・消費者被害を未然に防止するための地域への情報提供、啓発の実施。

■成果目標

	平成 24 年度	平成 27 年度
「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	73%	80%以上

第５章　地域福祉計画の推進にあたって

１．地域支援システムの再構築

誰もが住み慣れた地域において、自分らしく健康で安心して暮らし続けられる地域社会（福祉コミュニティ）を実現するためには、総合的な福祉システムを構築することが必要である。

今後、福祉施策・事業を区長自らの権限と責任で実施していくにあたり、地域の実情に応じた区独自のシステムを再構築し、地域の自主的な活動や自由な発想を福祉施策に反映できるようにする。

２．多様な中間支援組織による地域福祉活動支援

近年、地域においては、NPO や事業者、個人など、多様な主体による新しいタイプの地域福祉活動が生まれている。地域福祉活動を支援するためには、支援する担い手や取り組む課題に適した、専門的な知識やノウハウを有する NPO など、さまざまな中間支援組織の力が不可欠である。各地域の福祉活動に対する支援を行う区社会福祉協議会、地域活動をサポートする中間支援組織などとの連携により、多角的に地域福祉活動支援を展開する。

３．地域の特性を踏まえた福祉施策の推進

今後、小学校区レベルで、地域の福祉課題を共有し、特性に応じた地域福祉を計画的・効果的に推進していくため、地域ごとの地域福祉アクションプランを策定する。

地域福祉アクションプランの取り組みの中で気づいたことや、各地域の意見をもとに区政を充実できるよう地域支援システムを活用する。

４．計画の進捗管理と評価

計画を推進するためには、行政、事業者、地域、住民が連携しながらそれぞれの役割をしっかりと果たすことが必要である。各地域において地域福祉アクションプランの実行・評価・見直しを行うとともに、計画に基づく施策や事業の進捗について、区政会議の福祉部会において点検と評価を行い、その成果と課題を明らかにしたうえで必要に応じて見直しを行う。